

料金後納

ゆうメール

差出人・返還先

ヤマゲンコーポレーション
〒140-0004
東京都品川区南品川4-12-13
株式会社ヤマゲンコーポレーション



資産活用大学
For your Property Application.

第193回 東海道いちばん塾 セミナーのお知らせ

1月25日(土) 受付 13:00 開始 13:30 会場 きゅりあん5階 第4講習室

家族信託による 相続・認知症対策

第1部 (13:30~15:30)

認知症になって判断能力がなくなると不動産の売却や預貯金の管理ができません。施設に移って自宅が空き家となっても、売却ができずに維持費を払い続けなくてはならない可能性があります。たとえ成年後見人をつけても、空き家となった自宅を売却できない場合もあるのです。こんなケースで事前に家族信託を組んでおけば、自宅を売却できます。また、アパートオーナーが認知症になると、賃貸借契約、預金管理、修繕契約などができなくなり、アパート経営に支障がでます。こんなときも、事前に家族信託を組んで、信頼するご家族にアパートの管理を任せることができます。その他、資産活用や相続税対策ができるという点も成年後見制度と比べた際の家族信託のメリットです。家族信託は認知症に備えた財産管理の手続です。

認知症になって判断能力がなくなると不動産の売却や預貯金の管理ができません。施設に移って自宅が空き家となっても、売却ができずに維持費を払い続けなくてはならない可能性があります。たとえ成年後見人をつけても、空き家となった自宅を売却できない場合もあるのです。こんなケースで事前に家族信託を組んでおけば、自宅を売却できます。また、アパートオーナーが認知症になると、賃貸借契約、預金管理、修繕契約などができなくなり、アパート経営に支障がでます。こんなときも、事前に家族信託を組んで、信頼するご家族にアパートの管理を任せることができます。その他、資産活用や相続税対策ができるという点も成年後見制度と比べた際の家族信託のメリットです。家族信託は認知症に備えた財産管理の手続です。

講師

司法書士柴崎智哉事務所

柴崎 智哉 氏



【プロフィール】

2001年司法書士試験合格。2003年司法書士柴崎事務所を埼玉県東松山市に開設。家族信託の組成、相談、講演の実績多数。著書に「Q&A『家族信託』の活用」。

- 一社) 家族信託普及協会会員
- 一社) 民事信託推進センター会員
- 公社) 成年後見センター・リーガルサポート会員

会場のご案内

きゅりあん

(品川区総合区民会館)

5階【第4講習室】

東京都品川区東大井5-18-1

☆駐車場もございます(有料)



参加費

会員 / 無料(同伴者も含む)

一般 / 1,000円

入会のお手続きも当日ご案内しております。会員様特権として年12回のセミナー、無料相談会、未受講のセミナーのレジュメ・DVD無料配布などがございます。詳しくは事務局へお問い合わせください。【入会金・6,000円】